別紙

1. 事業評価総括表(令和5年度)

(単位:円)

番号	措置名	交付金事業の名称	交付金 事業者名	交付金事業に要した 経費	交付金充当額	備考
1	地域活性化事業	小山町コミュニティバス (デマンドバス) 運行業務委託事業	小山町	4, 486, 000	4, 486, 000	総事業費 18,129,401 内交付対象経費 12,953,681

⁽注) 事業が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。

2. 事業評価個表(令和5年度)

番号	措置名		交付金事業名						
1	地域活性化事	業 小山	小山町コミュニティバス(デマンドバス)運行業務委託事業						
	交付金事業者名	,	小山町						
交付金事業実施場所			静岡県駿東郡小山町内及び御殿場市内の一部地域						
交付金事業の概要		小山町コミュニティバス(デマンドバス(※))運行業務を委託し、交通弱者の日常の移動手段を確保し、住民サービスの安定・継続的な提供を行う。 運行時間 平日8時から19時、土日祝8時から18時 小山町では第5次小山町総合計画に則り、公共交通の維持、活性化に取り組んでいる。路線バスの減少に伴い、令和2年度からコミュニティバスをリニューアルし、デマンドバスの運行を開始し、住民の移動手段の確保に努めている。 ※デマンドバス:決まった路線ではなく、利用者の予約に応じてルートを変えて運行されるバスのこと。							
	事業に関係する市町の主 ・施策とその目標	第 5 次小山町総合 6 - 1 「公共を 4 路線バス、 す。 目 標: 「町に 目標値: 3 4 9 5 0 9	町における政策・施策> 小山町総合計画 前期基本計画(令和3年度~令和7年度) 1 「公共交通の維持・活性化」(2)まちづくりと一体となった公共交通の活性化 路線バス、JR御殿場線、高速バスと連携し、町民の生活圏を意識した利便性の高い移動手段を確保します。 標:「町は快適な公共交通の整備に取り組んでいる」と回答する町民の割合 値:34%(計画策定時:令和2年度)、42%(令和5年度)、47%(令和6年度)、50%以上(令和7年度) 度実施している町民意識調査の結果から算出。						
事業開始	冶年度		令和5年度	事業終了(予定)年度	令和 5 年度				

事業期間の設定理由

		成果目標	成果指	標		単	.位	評価年度			令和 6	6 年度
	金事業の成果目標及び成	に取り組んで いる」と回答す	「町は快適な 公共交通整備 に取り組んて いる」と回答す る町民の割合	成果	実績	%						
				整備目標	票値	%		47				
				答す	戈度	%						
交付 果実約		評価年度の設定理由										
		効果確認を行うには翌年度の町民意識調査となるため										
		交付金事業の定性的な成果及び評価等										
		なし										
		評価に係る第三者機関等の活用の有無										
		なし										
		活動指標	活動指標		単	位位		令和5年度	年度 年度			年度
	金事業の活動指標及び活	事業期間のデマンドバス利用者数		活動実績		人		2,838				
動実統	責		活動見込		人		3,600					
				達成度		%		78.8				
交付金	を事業の総事業費等	2	令和5年度			年度			年度		備考	
総事業費		18, 12	9, 401									
	交付金充当額	4, 48	6,000									
	うち文部科学省分											
	うち経済産業省分	4, 480	6,000					·				

交付金事業の契約の概要 契約の目的 契約の方法 契約の相手方 契約金額 小山町コミュニティバス(デマ 富士急モビリティ株式会社 随意契約

(御殿場市)

18, 129, 401

交付金事業の担当課室	企画総務部 企画政策課
交付金事業の評価課室	企画総務部 企画政策課

(注) (1) 事業ごとに作成すること。

ンドバス) 運行業務委託

- (2) 番号の欄には、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。
- (3) 交付金事業の概要の欄は、事業内容、必要性、期待される効果等を記載すること。
- (4) 交付金事業に関係する市町の主要政策・施策とその目標の欄は、当該事業が関連づけられている当該市町の上位政策・施策とその目標を記載 すること。
- (5) 事業期間が複数年度にわたる事業については事業期間の設定理由を記載すること。
- (6) 成果目標及び成果指標の欄は、交付金事業に関係する市町の主要政策・施策とその目標を踏まえて定量的に記載すること。当該事業の定量的 評価が困難な場合には、成果目標の欄に、定性的な目標を、交付金事業の定性的な成果及び評価等の欄に、定性的な成果及び評価を記載するこ と。
- (7) 評価年度及び評価年度の設定理由の欄は、交付金事業の内容、成果目標及び成果指標を踏まえ記載すること。 なお、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合、評価年度の設定には当該機関等による評価実施時期も考慮すること。
- (8) 成果実績の欄は、評価年度に成果指標に基づき測定した数値を記載すること。ただし、評価年度が到来していない場合は、成果実績の欄は空 欄とし、評価年度に別途、報告を行うこと。

なお、成果実績を別途報告する際に、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合には、当該機関等による評価についても、併せて報告 を行うこと。

- (9) 交付金事業の定性的な成果及び評価等の欄は、上記(6)の定量的評価が困難な場合における定性的な成果及び評価の記載のほか、成果実績 が目標値に達しない場合の要因分析及び次年度に向けた改善点並びに評価に第三者機関等を活用した場合には当該機関等の評価を記載するこ と。
- (10) 評価に係る第三者機関等の活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、第三者機関等の名称及び構成員等を記載す ること。

- (11) 交付金事業の活動指標及び活動実績の欄は、当該事業の進捗度、利用量等の活動量を記載すること。
- (12) 交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。
- (13) 交付金事業の担当課室の欄は事業を実施した課室を、交付金事業の評価課室の欄は事業評価を実施した課室の名称を記載すること。事業実施課室と評価実施課室が同一でも差支えない。